

省エネ設備導入費用の一部を助成します

本年度が申請受付の最終年度です、是非ご利用ください

東京都中小テナントビル省エネ改修効果見える化プロジェクト

1. 概要

中小テナントビルを所有する中小企業者等を対象に、当該ビルに省エネルギー設備を導入する費用の一部を（公財）東京都環境公社（以下「公社」という。）が助成します。

都は、省エネルギー設備導入によるCO₂削減効果を分析し、低炭素ビルが市場から評価される仕組みづくりに活かします。

2. 助成対象事業者

都内に中小テナントビルを所有し、そのビルに省エネ設備導入を考えており下記の要件を満たす方。

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であり、大企業が実質的な経営に参加していない。
- (2) 中小企業者以外の資本金10億円未満の会社であり、資本金10億円以上のものが実質的な経営に参加していない。
- (3) 上記(1)、(2)と共同申請するESCO事業者やリース事業者。

3. 助成内容

助成対象経費等は、下記のとおりです。

- ・助成率の上限 1 / 2
- ・助成額の上限 2,000万円

助成対象経費は、設備費と工事費に限られます。工事費は設備費の20%以内となります。

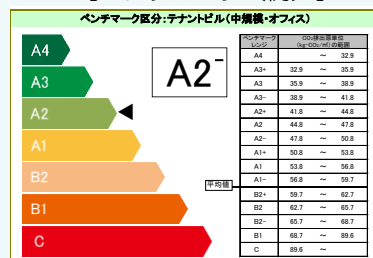
撤去費、移設費、処分費、諸経費等は助成対象経費になりません。助成対象設備は裏面5参照。

4. 交付の条件（申請後の審査によって助成の適否が決定します）

- (1) 当該テナントビルの前年度のエネルギー使用量が、原油換算値で1500KL/年末満であること。ただし、指定地球温暖化対策事業所及び指定地球温暖化対策事業所内にある事業所（事務所、営業所）は対象外。
- (2) 設備導入後の当該テナントビルのベンチマーク評価が「A2」以上（レンジA2ー以上）となること。既にベンチマーク評価が「A2」となっている場合はレンジが向上すること。

ベンチマーク（CO₂排出原単位の自己評価指標）に関しては下記URLを参照ください。

<http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/benchmark/index.html>



- (3) 申請時において地球温暖化対策報告書を都に提出していること。
- (4) 設備導入後、公社が実施する省エネルギー診断を受診すること。
- (5) 報告が義務付けられた書類やデータを、実施期限まで継続して全て提出すること。
- (6) 助成対象となる設備の導入経費に関して、重複して本助成金以外の助成金等を受給しないこと。
- (7) 本事業で助成対象になった設備の改修については、都の省エネ促進税制における減免の適用は受けられません。

※詳細は募集要項をご覧ください

5. 助成対象となる省エネルギー設備の例

- LED照明設備（必須）
- 高効率パッケージ空調機
- 高効率熱源機器
- 高効率照明器具
- 人感センサや昼光利用センサなどの照明制御 など

所定の計算書に改修前後の設備仕様を記入し、省エネルギー効果を数値により示していただきます（必須）

6. スケジュール

本年度が申請受付の最終年度です、是非ご利用ください

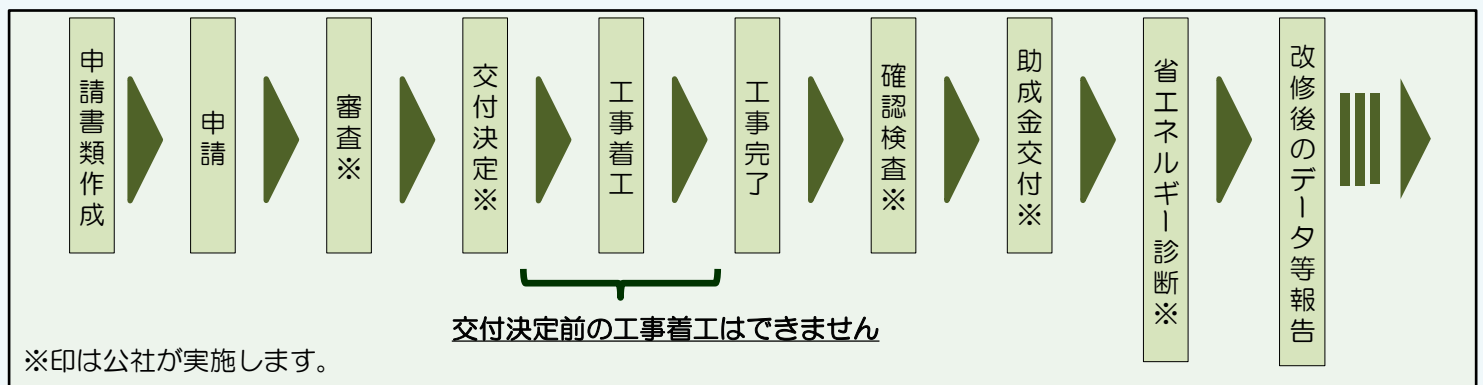
【第2回】

申請期間 平成27年6月15日（月）～7月24日（金）

交付決定 平成27年9月を予定

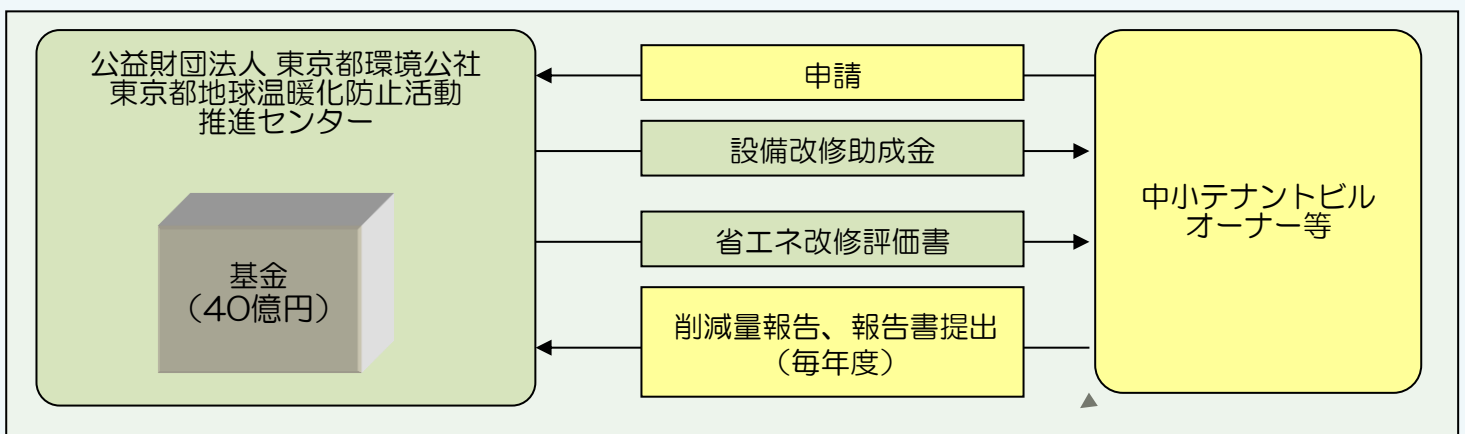
【第3回】

申請期間 平成27年11月頃を予定



7. 事業スキーム

都からの出資金をもとに公社が基金をつくり、平成26、27年度に募集を行います。



8. 問合せ先・相談窓口

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京） 事業支援チーム
TEL03-5388-3461

URL <http://www.tokyo-co2down.jp/>

作成についてのご相談も受け付けております

本事業については下記URLを参照ください

<http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/visualize/>

